

別記第1-1号様式(第4-1関係)
 (記号)第 号指令

(補助事業者等)

年 月 日に申請のあった土地改良区総合強化対策事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道 総合振興局長(振興局長) 印

1 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業名	補助対象経費				補助金の額	完了期限
	費目			金額		
土地改良区総合強化対策事業	統合再編整備事業	統合整備	計画樹立		円	年 月 日
			附帯施設整備	水管理等施設整備		
				業務運営合理化施設整備		
		管理施設情報電子化整備				
		管理再編整備	計画樹立			
			附帯施設整備	水管理等施設整備		
	業務運営合理化施設整備					
	土地利用再編整備	計画樹立				
		附帯施設整備	水管理等施設整備			
			業務運営合理化施設整備			

- 補助対象経費の配分を変更するときは、総合振興局長(振興局長)の承認を受けなければなりません。
- 次に該当する補助対象経費の内容を変更するときは、総合振興局長(振興局長)の承認を受けなければなりません。
 補助対象経費の30パーセントを超える額の増減
- 補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、総合振興局長(振興局長)の承認を受けなければなりません。
- 補助事業が期限までに完了しないとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに総合振興局長(振興局長)に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を総合振興局長(振興局長)に提出し、また、総合振興局(振興局)の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。
- この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。
- 前項の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。
- この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更するこ

とがあります。

- 10 補助事業に係る工事請負又は業務委託の契約を締結したときはその都度当該契約書の写しを総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。当該契約を変更した場合も、また同様とします。
- 11 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。
- 12 前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地3966号農林事務次官依命通知）で定める指名停止に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはなりません。
- 13 補助事業に係る建設工事が完成したときは、速やかに完成した工事ごとに工事完成届を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。
- 14 補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。
- 15 この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適合しないときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じます。
- 16 額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、総合振興局長（振興局長）に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を提出しなければなりません。
- 17 補助事業に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。なお、補助事業に関する帳簿及び書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができます。
- 18 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
 - (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
 - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
 - (3) 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく総合振興局長（振興局長）の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 19 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 20 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金及び違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。
- 21 補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。
- 22 農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達）に定める財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又

は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数）を経過した場合には、この限りではありません。

- 23 前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。
- 24 前項に定める場合を除くほか、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがあります。
- 25 補助事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業により取得した残存物件（事業の遂行手段として用いられ、残存している機械、器具、仮設物、材料等の物件）を処分しようとするときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分方法を総合振興局長（振興局長）に報告し、その承認を受けなければなりません。
- 26 補助事業者は、補助事業の執行に当たり、法令の定めによるほか、土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知）、土地改良区体制強化事業実施要領（平成28年4月1日付け27農振第2430号農林水産省農村振興局長通知）、土地改良区総合強化対策事業実施要領（平成7年10月23日付け土指第269号農政部長通知）、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）、農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達）及びこの決定の内容に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。
- 27 第6項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

（ 部 課 係 ）

- 注1 水管理等施設整備がない場合にあつては、第10項中「工事請負又は」を削除し、第11項中「請負」を削除し、並びに第13項及び第24項を削除すること。
- 2 統合整備にあつては、次の事項を追加すること。
 - 27 合併時の土地改良区がこの事業の採択基準に定める地区の要件に該当しなかった場合又は関係土地改良区が合併契約締結後1年以内に合併できなかった場合には、この補助金を返還させることがあります。
 - 3 第1項の表中「費目」欄のうち、必要のない費目がある場合には適宜削除して使用することができる。ただし、この場合には、第3項を次のとおり書き換えること。
 - 3 次のいずれかに該当する補助事業の内容を変更するときは、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。
 - (1) 費目の新設、変更又は廃止
 - (2) 補助対象経費の30パーセントを超える増減
 - 4 注3により必要のない費目を削除した結果、費目が一つとなったときは、第2項を削除すること。

別記第1-2号様式（第4-1関係）

（記号）第 号指令

（補助事業者等）

年 月 日に申請のあった国営造成施設管理体制整備促進事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 印

- 1 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業名	補助対象経費		補助金の額	完了期限
	費目	金額	金額	
国営造成施設管理体制整備促進事業（操作体制整備）	操作運転費	円	円	年 月 日
	点検整備費			
	機械器具費			

- 2 次に該当する補助対象経費の配分を変更するときは、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。
費目欄に掲げる経費相互間の30パーセント（30パーセントに相当する額が100万円以下の場合には100万円）を超える経費の額の増減
- 3 次の各号のいずれかに該当する補助事業の内容を変更するときは、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。
- (1) 人員配置の変更
 - (2) 事業費の費目の新設、変更又は廃止
- 4 補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。
- 5 補助事業が期限までに完了しないとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに総合振興局長（振興局長）に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 6 補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を総合振興局長（振興局長）に提出し、また、総合振興局（振興局）の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。
- 7 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。
- 8 前項の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。
- 9 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります。

- 10 補助事業に着手したときは速やかに事業着手届を、当該事業に係る業務委託の契約を締結したときはその都度当該契約書の写しを総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。当該契約を変更した場合も、また同様とします。
- 11 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。
- 12 前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地3966号農林事務次官依命通知）で定める指名停止に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはなりません。
- 13 補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。
- 14 補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までにうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。
- 15 この補助金の交付の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適合しないときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じます。
- 16 額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、総合振興局長（振興局長）に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を提出しなければなりません。
- 17 補助事業に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。なお、補助事業に関する帳簿及び書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができます。
- 18 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
 - (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
 - (2) 虚偽の申請又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
 - (3) 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく総合振興局長（振興局長）の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 19 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 20 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金及び違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金」という。）があるときは、相当の限度に

- においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。
- 21 補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。
 - 22 農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達）に定める財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数）を経過した場合には、この限りではありません。
 - 23 前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。
 - 24 前項に定める場合を除くほか、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがあります。
 - 25 補助事業者は、補助事業の執行に当たり、法令の定めによるほか、国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱（昭和60年4月26日付け60構改D第302号農林水産事務次官依命通達）、国営造成施設管理体制整備促進事業実施要領（昭和60年4月26日付け60構改D第303号構造改善局長通達）、国営造成施設管理体制整備促進事業事務取扱要領（昭和63年3月23日付け設管第679号農地開発部長通達）、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）、農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達）及びこの決定の内容に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。
 - 26 第6項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

（ 部 課 係 ）

- 注1 補助事業者が市町村の場合にあっては、第11項及び第12項を削除すること。
- 2 補助事業者が市町村以外の場合にあっては、第13項を削除すること。
 - 3 交付決定前着手届を提出している場合は、第10項中「事業に着手したときは速やかに事業着手届を、当該」を削除すること。

別記第1-3号様式（第4-1関係）

（記号）第 号指令

（補助事業者等）

年 月 日に申請のあった農業集落排水事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 印

- 1 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業名	補助対象経費		補助金の額	完了期限
	費目	金額		
農業集落排水事業	農業集落排水施設等の整備又は改築	円	円	年 月 日
	農業集落排水施設等の事業の施行に必要な調査			
	農業集落排水施設等の事業の施行に必要な計画策定			
	機能診断調査及び最適整備構想			

- 2 補助対象経費の配分を変更するときは、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。
- 3 次の各号のいずれかに該当する補助事業の内容を変更するときは、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。
- (1) 工種別の事業量の30パーセントを超える増減
- (2) 工種の新設、変更又は廃止
- 4 補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。
- 5 補助事業が期限までに完了しないとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに総合振興局長（振興局長）に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 6 補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を総合振興局長（振興局長）に提出し、また、総合振興局（振興局）の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。
- 7 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。
- 8 前項の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。
- 9 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定

の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがあります。

- 10 補助事業に着手したときは速やかに事業着手届を、当該事業に係る工事請負又は業務委託の契約を締結したときはその都度当該契約書の写しを総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。当該契約を変更した場合も、また同様とします。
- 11 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。
- 12 前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4月1日付け21農振第2567号農林事務次官依命通知）で定める指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはなりません。
- 13 補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければなりません。
- 14 補助事業に係る建設工事が完成したときは、速やかに完成した工事ごとに工事完成届を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。
- 15 補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。会計年度が終了した場合も、同様とします。
- 16 この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適合しないときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じます。
- 17 額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、総合振興局長（振興局長）に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を提出しなければなりません。
- 18 補助事業に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。なお、補助事業に関する帳簿及び書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができます。
- 19 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
 - (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
 - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
 - (3) 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく総合振興局長（振興局長）の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 20 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。

- 21 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金及び違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。
- 22 補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。
- 23 農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達）に定める財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数）を経過した場合には、この限りではありません。
- 24 前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。
- 25 前項に定める場合を除くほか、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがあります。
- 26 補助事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業により取得した残存物件（事業の遂行手段として用いられ、残存している機械、器具、仮設物、材料等の物件）を処分しようとするときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分方法を総合振興局長（振興局長）に報告し、その承認を受けなければなりません。
- 27 補助事業者は、補助事業の執行に当たり、法令の定めによるほか、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官通知）、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長、21農振第2454号農林水産省農村振興局長、21林整計第336号林野庁長官、21水港第2724号水産庁長官通知）、農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4月1日付け21農振第2567号農林水産事務次官通知）、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）、農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達）及びこの決定の内容に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。
- 28 第6項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

（ 部 課 係 ）

- 注1 補助事業者が市町村の場合にあつては、第11項及び第12項を削除すること。
- 2 補助事業者が市町村以外の場合にあつては、第13項を削除すること。
- 3 第1項の表中「費目」欄のうち、必要のない費目がある場合には適宜削除して使用することができる。ただし、この場合には第3項を次のとおり書き換えること。
- 3 次のいずれかに該当する補助事業の内容を変更するときは、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。
- (1) 費目の新設、変更又は廃止
 - (2) 工種別の事業量の30パーセントを超える増減
 - (3) 工種の新設、変更又は廃止
- 4 注3により必要のない費目を削除した結果、費目が一つとなったときは、第2項を削除すること。
- 5 交付決定前着手届を提出している場合にあつては、第10項中「事業に着手したときは速やかに事業着手届を、当該」を削除すること。

別記第1-4号様式（第4-1関係）

（記号）第 号指令

（補助事業者等）

年 月 日に申請のあった農村環境計画策定事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 印

- 1 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業名	補助対象経費	補助金の額	完了期限
農村環境計画策定事業	円	円	年 月 日

- 2 次の各号のいずれかに該当する補助事業の内容を変更するときは、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。
- (1) 補助対象経費の30パーセント（30パーセントに相当する額が400万円以下の場合は400万円）を超える増減
 - (2) 計画地域の変更
 - (3) 調査項目の変更又は廃止
- 3 補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。
- 4 補助事業が期限までに完了しないとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに総合振興局長（振興局長）に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 5 補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を総合振興局長（振興局長）に提出し、また、総合振興局（振興局）の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。
- 6 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。
- 7 前項の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。
- 8 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります。
- 9 補助事業に係る工事請負又は業務委託の契約を締結したときはその都度当該契約書の写しを総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。当該契約を変更した場合も、また同様とします。
- 10 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。

- 11 前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地3966号農林事務次官依命通知）で定める指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはなりません。
- 12 補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければなりません。
- 13 補助事業に係る建設工事が完成したときは、速やかに完成した工事ごとに工事完成届を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。
- 14 補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。
- 15 この補助金の交付の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適合しないときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じます。
- 16 額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、総合振興局長（振興局長）に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を提出しなければなりません。
- 17 補助事業に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。なお、補助事業に関する帳簿及び書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができます。
- 18 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
 - (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
 - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
 - (3) 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく総合振興局長（振興局長）の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 19 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 20 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金及び違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。
- 21 補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。

- 22 農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達）に定める財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数）を経過した場合には、この限りではありません。
- 23 前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。
- 24 前項に定める場合を除くほか、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがあります。
- 25 補助事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業により取得した残存物件（事業の遂行手段として用いられ、残存している機械、器具、仮設物、材料等の物件）を処分しようとするときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分方法を総合振興局長（振興局長）に報告し、その承認を受けなければなりません。
- 26 補助事業者は、補助事業の執行に当たり、法令の定めによるほか、農村環境計画策定事業実施要綱（平成6年6月23日付け6構改C第398号農林水産事務次官依命通達）、農村環境計画策定事業実施要領（平成6年6月23日付け6構改C第399号構造改善局長通達）、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）、農業農村総合整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達）及びこの決定の内容に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。
- 27 第5項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

（ 部 課 係 ）

注1 実施計画を策定するのに要する経費のうち請負費が含まれない場合には、第9項中「工事請負又は」を削除し、第10項中「請負」を削除し、並びに第12項、第13項及び第25項を削除すること。

- 2 補助事業者が市町村の場合にあっては、第10項及び第11項を削除すること。
- 3 補助事業者が市町村以外の場合にあっては、第12項を削除すること。

別記第1-5号様式（第4-1関係）

（記号）第 号指令

（補助事業者等）

年 月 日に申請のあった基幹水利施設管理事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 印

- 1 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業名	補助対象経費	補助金の額	完了期限
基幹水利施設管理事業	円	円	年 月 日

- 2 補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。
- 3 補助事業が期限までに完了しないとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに総合振興局長（振興局長）に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 4 補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を総合振興局長（振興局長）に提出し、また、総合振興局（振興局）の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。
- 5 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。
- 6 前項の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。
- 7 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります。
- 8 補助事業に係る工事請負の契約を締結したときは、その都度当該契約書の写しを総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。当該契約を変更した場合も、また同様とします。
- 9 補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければなりません。
- 10 補助事業に係る建設工事が完成したときは、速やかに完成した工事ごとに工事完成届を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。
- 11 補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。会計年度が終了した場合も、同様とします。
- 12 額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、総合振興局長（振興局長）に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を提出しなければ

- りません。
- 13 補助事業に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。なお、補助事業に関する帳簿及び書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができます。
 - 14 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
 - (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
 - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
 - (3) 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく総合振興局長（振興局長）の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
 - 15 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
 - 16 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金及び違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。
 - 17 補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。
 - 18 農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達）に定める財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数）を経過した場合には、この限りではありません。
 - 19 前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。
 - 20 前項に定める場合を除くほか、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがあります。
 - 21 補助事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業により取得した残存物件（事業の遂行手段として用いられ、残存している機械、器具、仮設物、材料等の物件）を処分しようとするときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分方法を総合振興局長（振興局長）に報告し、その承認を受けなければなりません。
 - 22 補助事業者は、補助事業の執行に当たり、法令の定めによるほか、基幹水利施設管理事業実

施要綱（平成8年7月31日付け8構改A第595号農林水産事務次官依命通達）、基幹水利施設管理事業実施要領（平成8年7月31日付け8構改A第596号構造改善局長通達）、基幹水利施設管理事業事務取扱要領（平成8年7月31日付け土指第311号農政部長通達）、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）、農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達）及びこの決定の内容に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。

- 23 第4項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

（ 部 課 係 ）

別記第1-6(1)号様式(第4-1関係)

(記号)第 号指令

(補助事業者等)

年 月 日に申請のあった農地整備事業(農業経営高度化支援事業)については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道 総合振興局長(振興局長) 印

- 1 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業名	補助対象経費		補助金の額	完了期限
	費目	金額		
農地整備事業 (農業経営高度化支援事業)	高度土地利用調整 (調査・調整)	円	円	年 月 日
経営体育成型	中心経営体農地集積促進			
	耕地利用高度化推進			

- 2 補助対象経費の配分を変更するときは、総合振興局長(振興局長)の承認を受けなければなりません。
- 3 補助事業の内容の変更のうち、対象事業地区の新設、変更又は廃止をしようとするときは、総合振興局長(振興局長)の承認を受けなければなりません。
- 4 補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、総合振興局長(振興局長)の承認を受けなければなりません。
- 5 補助事業が期限までに完了しないとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに総合振興局長(振興局長)に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 6 補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を総合振興局長(振興局長)に提出し、また、総合振興局(振興局)の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。
- 7 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。
- 8 前項の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までに命じます。
- 9 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります。
- 10 補助事業に係る工事請負又は業務委託の契約を締結したときはその都度当該契約書の写しを総合振興局長(振興局長)に提出しなければなりません。当該契約を変更した場合も、また同様とします。

- 11 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。
- 12 前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地3966号農林事務次官依命通知）で定める指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはなりません。
- 13 補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければなりません。
- 14 補助事業に係る建設工事が完成したときは、速やかに完成した工事ごとに工事完成届を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。
- 15 補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。会計年度が終了した場合も、同様とします。
- 16 この補助金の交付の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適合しないときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じます。
- 17 額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、総合振興局長（振興局長）に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を提出しなければなりません。
- 18 補助事業に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。なお、補助事業に関する帳簿及び書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができます。
- 19 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
 - (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
 - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
 - (3) 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく総合振興局長（振興局長）の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 20 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 21 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金及び違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。
- 22 補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）については、事業

完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。

- 23 農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達）に定める財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数）を経過した場合には、この限りではありません。
- 24 前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。
- 25 前項に定める場合を除くほか、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがあります。
- 26 補助事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業により取得した残存物件（事業の遂行手段として用いられ、残存している機械、器具、仮設物、材料等の物件）を処分しようとするときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分方法を総合振興局長（振興局長）に報告し、その承認を受けなければなりません。
- 27 この補助金を間接補助金として事業実施主体に補助する場合には、補助事業者における補助金の交付決定に当たり、この指令条件と同一の条件を付けなければならないほか、次に掲げる条件を付さなければなりません。ただし、補助事業の完了期限及び実績報告書の提出期限は、適宜変更して差し支えないものとします。
 - (1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。
 - (2) 間接補助事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地3966号農林事務次官依命通知）で定める指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはなりません。
- 28 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければなりません。
- 29 補助事業者は、第23項により承認をしようとする場合は、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けてから承認を与えなければなりません。
- 30 補助事業者は、第24項により間接補助事業者から納付を受けた額の補助金相当額を総合振興局長（振興局長）に納付しなければなりません。
- 31 第26項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の補助金納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の補助金相当額の全部を総合振興局長（振興局長）に納付したと認められる場合は、第26項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しません。
- 32 補助事業者は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の補助金相当額を総合振興局長（振興局長）に返還しなければなりません。
- 33 補助事業者は、補助事業の執行に当たり、法令の定めによるほか、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長通知・29生畜第1500号農林水産省生産局長通知）、北海道農地整備事業実施事務取扱要領（平成26年2月6日付け農地第560号農政部長通知）、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）、農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達）及びこの決定の内容に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。
- 34 第6項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があ

ると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

(部 課 係)

- 注1 経営体育成型ではなく、中山間地域型又は国営事業促進型の地区にあつては、第1項の表中「補助事業名」欄の名称を入れ替えること。
- 2 耕地利用高度化推進がない場合にあつては、第10項中「工事請負又は」を削除し、第11項中「請負」を削除し、並びに第13項、第14項及び第26項を削除し、第31項中「第26項及び」を削除すること。
- 3 中心的経営体農地集積促進がない場合にあつては、第27項から第32項を削除すること。
- 4 第1項の表中「費目」欄のうち、必要のない費目がある場合には適宜削除して使用することができる。ただし、この場合には、第3項を次のとおり書き換えること。
- 3 次のいずれかに該当する補助事業の内容を変更するときは、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。
- (1) 対象事業地区の新設、変更又は廃止
- (2) 費目の新設、変更又は廃止
- 5 国営事業促進型にあつては、第1項の表中「費目」欄のうち、高度土地利用調整及び耕地利用高度化推進については削除すること。
- 6 注4又は5により必要のない費目を削除した結果、費目が一つとなったときは、第2項を削除すること。この場合において、費目が中心経営体農地集積促進のみとなったときは、第10項から第14項、第19項の(4)、第22項から第26項及び第28項から第31項を削除し、第18項中ただし書きを削除し、第27項を次のとおり書き換えること。
- 27 この補助金を間接補助金として、事業実施主体に補助する場合には、補助事業者における補助金の交付の決定に当たり、この指令条件と同一の条件を付けなければなりません。ただし、補助事業の完了期限及び実績報告書の提出期限は、適宜変更して差し支えないものとします。
- 7 農山漁村地域整備交付金実施要綱により事業を実施する場合は、第12項及び第27項中「土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地3966号農林事務次官依命通知）」を「農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4月1日付け21農振第2567号農林水産事務次官依命通知）」と、第33項中「農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長通知・29生畜第1500号農林水産省生産局長通知）」を「農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知）、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長通知・21農振第2454号農林水産省農村振興局長通知・21林整計第336号林野庁長官通知・21水港第2724号水産庁長官通知）」と書き換えること。
- 8 補助事業者が市町村の場合にあつては、第11項及び第12項を削除すること。
- 9 補助事業者が市町村以外の場合にあつては、第13項を削除すること。

別記第1-6(2)号様式(第4-1関係)

(記号) 第 号指令

(補助事業者等)

年 月 日に申請のあった農地整備事業(農業経営高度化支援事業)については、申請内容のとおり承認し、金 円を補助するとともに、同額を補助金の確定額とします。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道 総合振興局長(振興局長) 印

- 1 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額は、次のとおりです。

補助事業名	補助対象経費	補助金の額
農地整備事業(農業経営高度化支援事業) 経営体育成型 (高度土地利用調整(調査・調整))	円	円

- 2 額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、総合振興局長(振興局長)に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を提出しなければなりません。
- 3 補助事業に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。なお、補助事業に関する帳簿及び書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができます。
- 4 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。
- (1) 虚偽の申請によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
- (2) 補助事業に関して不正に他の補助金等(道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。)を重複して受領したとき。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ総合振興局長(振興局長)の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく総合振興局長(振興局長)の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 5 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 6 補助事業により取得し又は効用の増加した財産(以下「財産」という。)については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。
- 7 農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領(平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達)に定める財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取

り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を道に納付した場合は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数）を経過した場合には、この限りではありません。

- 8 前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。
- 9 前項に定める場合を除くほか、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがあります。
- 10 補助事業者は、補助事業の執行に当たり、法令の定めによるほか、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産省農村振興局長通知・29生畜第1500号農林水産省生産局長通知）、北海道農地整備事業実施事務取扱要領（平成26年2月6日付け農地第560号農政部長通知）、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）、農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達）及びこの決定の内容に従わなければなりません。
- 11 補助金の予算執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

（ 部 課 係 ）

注1 実績に基づく交付決定であって、規則第15条の規定による額の確定の通知を併せて行う場合に使用すること。

2 経営体育成型ではなく、中山間地域型の地区にあつては、第1項の表中「補助事業名」欄の名称を入れ替えること。

3 農山漁村地域整備交付金実施要綱により事業を実施する場合は、第10項中「農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長通知・29生畜第1500号農林水産省生産局長通知）」を「農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知）、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長通知・21農振第2454号農林水産省農村振興局長通知・21林整計第336号林野庁長官通知・21水港第2724号水産庁長官通知）」と書き換えること。

別記第1-7号様式（第4-1関係）

（記号）第 号指令

（補助事業者等）

年 月 日に申請のあった水利施設等整備事業（基幹水利施設保全型）については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 印

- 1 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業名	補助対象経費	補助金の額	完了期限
水利施設等整備事業（基幹水利施設保全型）	円	円	年 月 日

- 2 次の各号のいずれかに該当する補助事業の内容を変更するときは、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。
- (1) 工種別の事業量の30パーセントを超える増減
- (2) 工種の新設、変更又は廃止
- 3 補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。
- 4 補助事業が期限までに完了しないとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに総合振興局長（振興局長）に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 5 補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を総合振興局長（振興局長）に提出し、また、総合振興局（振興局）の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。
- 6 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。
- 7 前項の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。
- 8 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります。
- 9 補助事業に着手したときは、速やかに事業着手届を、当該事業に係る工事請負又は業務委託の契約を締結したときはその都度当該契約書の写しを総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。当該契約を変更した場合も、また同様とします。
- 10 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。
- 11 前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4

月 1 日付け21農振第2567号農林水産事務次官通知) で定める指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはなりません。

- 12 補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければなりません。
- 13 補助事業に係る建設工事が完成したときは、速やかに完成した工事ごとに工事完成届を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。
- 14 補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。会計年度が終了した場合も、同様とします。
- 15 この補助金の交付の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適合しないときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じます。
- 16 額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、総合振興局長（振興局長）に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を提出しなければなりません。
- 17 補助事業に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。なお、補助事業に関する帳簿及び書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができます。
- 18 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
 - (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
 - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
 - (3) 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく総合振興局長（振興局長）の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 19 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 20 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金及び違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。
- 21 補助対象事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。
- 22 農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成8年4月1日付け土指第3号農政部長

通達)に定める財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ総合振興局長(振興局長)の承認を受けなければなりません。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数(大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数)を経過した場合には、この限りではありません。

- 23 前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。
- 24 前項に定める場合を除くほか、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがあります。
- 25 補助事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業により取得した残存物件(事業の遂行手段として用いられ、残存している機械、器具、仮設物、材料等の物件)を処分しようとするときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分方法を総合振興局長(振興局長)に報告し、その承認を受けなければなりません。
- 26 補助事業者は、補助事業の執行に当たり、法令の定めによるほか、農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知)、農山漁村地域整備交付金実施要領(平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長通知・21農振第2454号農林水産省農村振興局長通知・21林整計第336号林野庁長官通知・21水港第2724号水産庁長官通知)、水利施設等整備事業(基幹水利施設保全型)事務取扱要領(平成23年4月14日付け施管第123号農政部長通知)、北海道補助金等交付規則(昭和47年北海道規則第34号)、農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領(平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達)及びこの決定の内容に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。
- 27 第5項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

(部 課 係)

注1 補助事業者が市町村の場合にあつては、第10項及び第11項を削除すること。

2 補助事業者が市町村以外の場合にあつては、第12項を削除すること。

3 交付決定前着手届を提出している場合にあつては、第9項中「事業に着手したときは速やかに事業着手届を、当該」を削除すること。

別記第1－8号様式（第4－1関係）

（記号）第 号指令

（補助事業者等）

年 月 日に申請のあった水利施設等整備事業（地域農業水利施設保全型）については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 印

- 1 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業名	補助対象経費		補助金の額	完了期限
	費目	金額	金額	
水利施設等整備事業（地域農業水利施設保全型）	機能保全計画策定	円	円	年 月 日
	対策工事			
	事後保全対策工事			

- 2 補助対象経費の配分を変更するときは、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。
- 3 次の各号のいずれかに該当する補助事業の内容を変更するときは、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。
- (1) 事業費の費目の新設、変更又は廃止
 - (2) 工種別の事業量の30パーセントを超える増減
 - (3) 工種の新設、変更又は廃止
- 4 補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。
- 5 補助事業が期限までに完了しないとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに総合振興局長（振興局長）に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 6 補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を総合振興局長（振興局長）に提出し、また、総合振興局（振興局）の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。
- 7 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。
- 8 前項の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までに取るべきことを命じます。
- 9 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります。
- 10 補助事業に着手したときは、速やかに事業着手届を、当該事業に係る工事請負又は業務委託の契約を締結したときはその都度当該契約書の写しを総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。当該契約を変更した場合も、また同様とします。
- 11 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければ

ばなりません。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。

- 12 前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4月1日付け21農振第2567号農林水産事務次官通知）で定める指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはなりません。
- 13 補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければなりません。
- 14 補助事業に係る建設工事が完成したときは、速やかに完成した工事ごとに工事完成届を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。
- 15 補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。会計年度が終了した場合も、同様とします。
- 16 この補助金の交付の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適合しないときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じます。
- 17 額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、総合振興局長（振興局長）に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を提出しなければなりません。
- 18 補助事業に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、補助事業により取得し又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。なお、補助事業に関する帳簿及び書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができます。
- 19 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
 - (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
 - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
 - (3) 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく総合振興局長（振興局長）の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 20 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 21 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金及び違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。
- 22 補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従

って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。

- 23 農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達）に定める財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数）を経過した場合には、この限りではありません。
- 24 前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。
- 25 前項に定める場合を除くほか、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがあります。
- 26 補助事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業により取得した残存物件（事業の遂行手段として用いられ、残存している機械、器具、仮設物、材料等の物件）を処分しようとするときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分方法を総合振興局長（振興局長）に報告し、その承認を受けなければなりません。
- 27 補助事業者は、補助事業の執行に当たり、法令の定めによるほか、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知）、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長通知・21農振第2454号農林水産省農村振興局長通知・21林整計第336号林野庁長官通知・21水港第2724号水産庁長官通知）、水利施設等整備事業（地域農業水利施設保全型）事務取扱要領（平成23年4月14日付け施管第122号農政部長通知）、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）、農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達）及びこの決定の内容に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。
- 28 第6項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

（ 部 課 係 ）

- 注1 対策工事及び事後保全対策工事がない場合にあつては、第10項中「工事請負費又は」を削除し、第11項中「請負」を削除し、並びに第13項、第14項及び第26項を削除する。
- 2 補助事業者が市町村の場合にあつては、第11項及び第12項を削除すること。
 - 3 補助事業者が市町村以外の場合にあつては、第13項を削除すること。
 - 4 第1項の表中「費目」欄のうち、必要のない費目がある場合には適宜削除して使用することができる。ただし、この場合には第3項を次のとおり書き換えること。
 - 3 次のいずれかに該当する補助事業の内容を変更するときは、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。
 - (1) 費目の新設、変更又は廃止
 - (2) 事業費の費目の新設、変更又は廃止
 - (2) 工種別の事業量の30パーセントを超える増減
 - (3) 工種の新設、変更又は廃止
 - 5 注4により必要のない費目を削除した結果、費目が一つとなったときは、第2項を削除すること。
 - 6 交付決定前着手届を提出している場合にあつては、第10項中「事業に着手したときは速やかに事業着手届を、当該」を削除すること。

別記第1-9号様式（第4-1関係）

（記号）第 号指令

（補助事業者等）

年 月 日に申請のあった土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業（補助）については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 印

- 1 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業名	補助対象経費		補助金の額	完了期限
	費目	金額		
土地改良施設PCB 廃棄物処理促進対策 事業（補助）	収集運搬経費	円	円	年 月 日
	PCB含有塗膜調査経費			
	PCB含有塗膜処理経費			

- 2 補助対象経費の配分を変更するときは、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。
- 3 補助事業等の内容を変更するときは、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。
- 4 補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。
- 5 補助対象事業が期限までに完了しないとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに総合振興局長（振興局長）に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 6 補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を総合振興局長（振興局長）に提出し、また、総合振興局（振興局）の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。
- 7 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。
- 8 前項の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までに取るべきことを命じます。
- 9 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります。
- 10 補助事業に着手したときは、速やかに事業着手届を、当該事業に係る業務委託の契約を締結したときはその都度当該契約書の写しを総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。当該契約を変更した場合も、また同様とします。
- 11 補助対象事業を遂行するため、売買、その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。
- 12 前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8

月13日付け31農地3966号農林事務次官依命通知)で定める指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはなりません。

- 13 補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければなりません。
- 14 補助事業が完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)は、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を総合振興局長(振興局長)に提出しなければなりません。
- 15 この補助金の交付の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適合しないときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じます。
- 16 額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、総合振興局長(振興局長)に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を提出しなければなりません。
- 17 補助事業に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。なお、補助事業に関する帳簿及び書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができます。
- 18 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
 - (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
 - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
 - (3) 補助事業に関して不正に他の補助金等(道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。)を重複して受領したとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく総合振興局長(振興局長)の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 19 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 20 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金及び違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金(その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金」という。)があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。
- 21 補助事業者は、補助事業の執行に当たり、法令の定めによるほか、土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業(補助)実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2326号農林水産事務次官依命通知)、土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業(補助)実施要領(平成22年4月1日付け21農振第2327号農村振興局長通知)、北海道補助金等交付規則(昭和47年北海道規則第34号)、農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領(平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達)及びこの決定の内容に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。
- 22 第6項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

(部 課 係)

- 注1 補助事業者が市町村の場合にあつては、第11項及び第12項を削除すること。
2 補助事業者が市町村以外の場合にあつては、第13項を削除すること。
3 第1項の表中「費目」欄のうち、必要のない費目がある場合には適宜削除して使用するこ

とができる。ただし、この場合には、第3項を次のとおり書き換えること。

3 次のいずれかに該当する変更をするときは、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。

(1) 補助事業等の内容の変更

(2) 費目の新設、変更又は廃止

4 注3により必要のない費目を削除した結果、費目が一つとなったときは、第2項を削除すること。

別記第1-10号様式（第4-1関係）

（記号）第 号指令

（補助事業者等）

年 月 日に申請のあった経営体育成促進換地等調整事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 印

- 1 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業名	補助対象経費	補助金の額	完了期限
経営体育成促進換地等調整事業	円	円	年 月 日

- 2 補助事業の内容を変更するときは、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。
- 3 補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。
- 4 補助事業が期限までに完了しないとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに総合振興局長（振興局長）に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 5 補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を総合振興局長（振興局長）に提出し、また、総合振興局（振興局）の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。
- 6 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。
- 7 前項の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。
- 8 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります。
- 9 補助事業に着手したときは、速やかに事業着手届を、当該事業に係る業務委託の契約を締結したときはその都度当該契約書の写しを総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。当該契約を変更した場合も、また同様とします。
- 10 補助事業を遂行するため、売買、その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。
- 11 前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地3966号農林事務次官依命通知）で定める指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはなりません。
- 12 補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければなりません。
- 13 補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の完了の日

- 若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。
- 14 この補助金の交付の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適合しないときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じます。
 - 15 額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、総合振興局長（振興局長）に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を提出しなければなりません。
 - 16 補助事業に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。なお、補助事業に関する帳簿及び書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができます。
 - 17 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
 - (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
 - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
 - (3) 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく総合振興局長（振興局長）の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
 - 18 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
 - 19 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金及び違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。
 - 20 補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。
 - 21 農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達）に定める財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数）を経過した場合には、この限りではありません。
 - 22 前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。
 - 23 前項に定める場合を除くほか、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付さ

せることがあります。

- 24 補助事業者は、補助事業の執行に当たり、法令の定めによるほか、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第22604農林水産事務次官通知）、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長通知・29生畜第1500号農林水産省生産局長通知）、経営体育成促進換地等調整事業事務取扱要領（平成24年4月16日付け施管第69号農政部長通知）、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）、農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達）及びこの決定の内容に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。
- 25 第5項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

（ 部 課 係）

注1 補助事業者が市町村の場合にあつては、第10項及び第11項を削除すること。

2 補助事業者が市町村以外の場合にあつては、第12項を削除すること。

3 交付決定前着手届を提出している場合にあつては、第9項中「事業に着手したときは速やかに事業着手届を、当該」を削除すること。

別記第1-11号様式（第4-1関係）

（記号）第 号指令

（補助事業者等）

年 月 日に申請のあった水利施設等保全高度化事業（簡易整備型）については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 印

- 1 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業名	補助対象経費	補助金の額	完了期限
水利施設等保全高度化事業（簡易整備型）	円	円	年 月 日

- 2 補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。
- 3 補助事業が期限までに完了しないとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに総合振興局長（振興局長）に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 4 補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を総合振興局長（振興局長）に提出し、また、総合振興局（振興局）の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。
- 5 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。
- 6 前項の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。
- 7 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります。
- 8 補助事業に着手したときは、速やかに事業着手届を、当該事業に係る工事請負又は業務委託の契約を締結したときはその都度当該契約書の写しを総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。当該契約を変更した場合も、また同様とします。
- 9 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。
- 10 前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地3966号農林事務次官依命通知）で定める指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはなりません。
- 11 補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければなりません。
- 12 補助事業に係る建設工事が完成したときは、速やかに完成した工事ごとに工事完成届を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。
- 13 補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い

日までに、補助事業等実績報告書を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。会計年度が終了した場合も、同様とします。

- 14 この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適合しないときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じます。
- 15 額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、総合振興局長（振興局長）に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を提出しなければなりません。
- 16 補助事業に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。なお、補助事業に関する帳簿及び書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができます。
- 17 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
 - (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
 - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
 - (3) 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく総合振興局長（振興局長）の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 18 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 19 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金及び違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。
- 20 補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。
- 21 農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達）に定める財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数）を経過した場合には、この限りではありません。
- 22 前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。
- 23 前項に定める場合を除くほか、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付さ

せることがあります。

- 24 補助事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業により取得した残存物件（事業の遂行手段として用いられ、残存している機械、器具、仮設物、材料等の物件）を処分しようとするときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分方法を総合振興局長（振興局長）に報告し、その承認を受けなければなりません。
- 25 補助事業者は、補助事業の執行に当たり、法令の定めによるほか、水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）、水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知）、水利施設等保全高度化事業（簡易整備型）実施事務取扱要領（平成30年4月10日付け施管第102号農政部長通知）、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）、農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達）及びこの決定の内容に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。
- 26 第4項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

（ 部 課 係）

注1 補助事業者が市町村の場合にあっては、第9項及び第10項を削除すること。

2 補助事業者が市町村以外の場合にあっては、第11項を削除すること。

3 交付決定前着手届を提出している場合にあっては、第8項中「事業に着手したときは速やかに事業着手届を、当該」を削除すること。

別記第1-12(1)号様式(第4-1関係)

(記号) 第 号指令

(補助事業者等)

年 月 日に申請のあった水利施設等保全高度化事業(農業経営高度化支援事業)については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道 総合振興局長(振興局長) 印

- 1 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業名	補助対象経費		補助金の額	完了期限
	費目	金額		
水利施設等保全高度化事業(農業経営高度化支援事業) 畑地帯総合整備事業(畑地帯総合整備型)	高度土地利用調整(調査・調整)	円	円	年 月 日
	農業経営高度化促進(中心経営体農地集積促進)			
	耕地利用高度化推進			

- 2 補助対象経費の配分を変更するときは、総合振興局長(振興局長)の承認を受けなければなりません。
- 3 補助事業の内容の変更のうち、対象事業地区の新設、変更又は廃止をしようとするときは、総合振興局長(振興局長)の承認を受けなければなりません。
- 4 補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、総合振興局長(振興局長)の承認を受けなければなりません。
- 5 補助事業が期限までに完了しないとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに総合振興局長(振興局長)に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 6 補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を総合振興局長(振興局長)に提出し、また、総合振興局(振興局)の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。
- 7 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。
- 8 前項の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までに取るべきことを命じます。
- 9 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります。
- 10 補助事業に係る工事請負又は業務委託の契約を締結したときはその都度当該契約書の写しを総合振興局長(振興局長)に提出しなければなりません。当該契約を変更した場合も、また同様とします。
- 11 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなけれ

ばなりません。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。

- 12 前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地3966号農林事務次官依命通知）で定める指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはなりません。
- 13 補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければなりません。
- 14 補助事業に係る建設工事が完成したときは、速やかに完成した工事ごとに工事完成届を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。
- 15 補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。会計年度が終了した場合も、同様とします。
- 16 この補助金の交付の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適合しないときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じます。
- 17 額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、総合振興局長（振興局長）に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を提出しなければなりません。
- 18 補助事業に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。なお、補助事業に関する帳簿及び書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができます。
- 19 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
 - (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
 - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
 - (3) 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく総合振興局長（振興局長）の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 20 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 21 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金及び違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。
- 22 補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従

って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。

- 23 農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達）に定める財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数）を経過した場合には、この限りではありません。
- 24 前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。
- 25 前項に定める場合を除くほか、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがあります。
- 26 補助事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業により取得した残存物件（事業の遂行手段として用いられ、残存している機械、器具、仮設物、材料等の物件）を処分しようとするときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分方法を総合振興局長（振興局長）に報告し、その承認を受けなければなりません。
- 27 この補助金を間接補助金として事業実施主体に補助する場合には、補助事業者における補助金の交付決定に当たり、この指令条件と同一の条件を付けなければならないほか、次に掲げる条件を付さなければなりません。ただし、補助事業の完了期限及び実績報告書の提出期限は、適宜変更して差し支えないものとします。
 - (1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。
 - (2) 間接補助事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地3966号農林事務次官依命通知）で定める指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはなりません。
- 28 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければなりません。
- 29 補助事業者は、第23項により承認をしようとする場合は、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けてから承認を与えなければなりません。
- 30 補助事業者は、第24項により間接補助事業者から納付を受けた額の補助金相当額を総合振興局長（振興局長）に納付しなければなりません。
- 31 第26項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の補助金納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の補助金相当額の全部を総合振興局長（振興局長）に納付したと認められる場合は、第26項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しません。
- 32 補助事業者は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の補助金相当額を総合振興局長（振興局長）に返還しなければなりません。
- 33 補助事業者は、補助事業の執行に当たり、法令の定めによるほか、水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）、水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知）、北海道水利施設等保全高度化事業（特別型：産地収益力向上型）実施事務取扱要領（平成30年4月4日付け農地第12号農政部長通知）、北海道水利施設等保全高度化事業（特別型：農地集積促進型）実施事務取扱要領（平成30年4月4日付け農地第12号農政部長通知）、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）、農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達）及びこの決定の内容に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。
- 34 第6項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があ

ると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

(部 課 係)

- 注1 畑地帯総合整備事業（畑地帯総合整備型）ではなく、畑地帯総合整備事業（畑地帯総合整備中山間地域型）、畑地帯総合整備事業（高収益作物導入促進型）又は水利施設整備事業（農地集積促進型）の地区にあつては、第1項の表中「補助事業名」欄の名称を書き換えること。また、畑地帯総合整備事業（高収益作物導入促進型）の地区にあつては第1項の表中「費目」欄のうち、農業経営高度化促進（中心経営体農地集積促進）を農業経営高度化促進（産地形成促進事業）に書き換えること。
- 2 耕地利用高度化推進がない場合にあつては、第10項中「工事請負又は」を削除し、第11項中「請負」を削除し、並びに第13項、第14項及び第26項を削除し、第31項中「第26項及び」を削除すること。
- 3 農業経営高度化促進（中心経営体農地集積促進）がない場合にあつては、第27項から第32項を削除すること。
- 4 第1項の表中「費目」欄のうち、必要のない費目がある場合には適宜削除して使用することができる。ただし、この場合には、第3項を次のとおり書き換えること。
- 3 次のいずれかに該当する補助事業の内容を変更するときは、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。
- (1) 対象事業地区の新設、変更又は廃止
- (2) 費目の新設、変更又は廃止
- 5 注4により必要のない費目を削除した結果、費目が一つとなったときは、第2項を削除すること。この場合において、費目が農業経営高度化促進（中心経営体農地集積促進）又は農業経営高度化促進（産地形成促進事業）のみとなったときは、第10項から第14項、第19項の(4)、第22項から第26項及び第28項から第31項を削除し、第18項中ただし書きを削除し、第27項を次のとおり書き換えること。
- 27 この補助金を間接補助金として、事業実施主体に補助する場合には、補助事業者における補助金の交付の決定に当たり、この指令条件と同一の条件を付けなければなりません。ただし、補助事業の完了期限及び実績報告書の提出期限は、適宜変更して差し支えないものとします。
- 6 補助事業者が市町村の場合にあつては、第11項及び第12項を削除すること。
- 7 補助事業者が市町村以外の場合にあつては、第13項を削除すること。

別記第1-12(2)号様式(第4-1関係)

(記号) 第 号指令

(補助事業者等)

年 月 日に申請のあった水利施設等保全高度化事業(農業経営高度化支援事業)については、申請内容のとおり承認し、金 円を補助するとともに、同額を補助金の確定額とします。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道 総合振興局長(振興局長) 印

- 1 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額は、次のとおりです。

補助事業名	補助対象経費	補助金の額
水利施設等保全高度化事業(農業経営高度化支援事業)	円	円
産地収益力向上型(畑地帯担い手育成型) (高度土地利用調整(調査・調整))		

- 2 額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、総合振興局長(振興局長)に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を提出しなければなりません。
- 3 補助事業に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。なお、補助事業に関する帳簿及び書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができます。
- 4 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。
- (1) 虚偽の申請によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
- (2) 補助事業に関して不正に他の補助金等(道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。)を重複して受領したとき。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ総合振興局長(振興局長)の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく総合振興局長(振興局長)の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 5 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 6 補助事業により取得し又は効用の増加した財産(以下「財産」という。)については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。

- 7 農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達）に定める財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数）を経過した場合には、この限りではありません。
- 8 前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。
- 9 前項に定める場合を除くほか、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがあります。
- 10 補助事業者は、補助事業の執行に当たり、法令の定めによるほか、水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）、水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知）、北海道水利施設等保全高度化事業（特別型：産地収益力向上型）実施事務取扱要領（平成30年4月4日付け農地第12号農政部長通知）北海道水利施設等保全高度化事業（特別型：農地集積促進型）実施事務取扱要領（平成30年4月4日付け農地第12号農政部長通知）、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）、農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達）及びこの決定の内容に従わなければなりません。
- 11 補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

（ 部 課 係 ）

- 注1 実績に基づく交付決定であって、規則第15条の規定による額の確定の通知を併せて行う場合に使用すること。
- 2 産地収益力向上型（畑地帯担い手育成型）ではなく、産地収益力向上型（高収益作物導入促進型）又は農地集積促進型の地区にあつては、第1項の表中「補助事業名」欄の名称を書き換えること。

別記第1-13号様式（第4-1関係）

（記号）第 号指令

（補助事業者等）

年 月 日に申請のあった水利施設等整備事業（農業経営高度化支援事業）については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 印

- 1 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業名	補助対象経費		補助金の額	完了期限
	費目	金額		
水利施設等整備事業（農業経営高度化支援事業）	高度土地利用調整（調査・調整）	円	円	年 月 日
	中心経営体農地集積促進			
	耕地利用高度化推進			

- 2 補助対象経費の配分を変更するときは、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。
- 3 補助事業の内容の変更のうち、対象事業地区の新設、変更又は廃止をしようとするときは、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。
- 4 補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。
- 5 補助事業が期限までに完了しないとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに総合振興局長（振興局長）に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 6 補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を総合振興局長（振興局長）に提出し、また、総合振興局（振興局）の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。
- 7 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。
- 8 前項の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までに取るべきことを命じます。
- 9 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります。
- 10 補助事業に係る工事請負又は業務委託の契約を締結したときはその都度当該契約書の写しを総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。当該契約を変更した場合も、また同様とします。
- 11 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場

合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。

- 12 前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4月6日付け21農振第2567号農林水産事務次官依命通知）で定める指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはなりません。
- 13 補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければなりません。
- 14 補助事業に係る建設工事が完成したときは、速やかに完成した工事ごとに工事完成届を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。
- 15 補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。会計年度が終了した場合も、同様とします。
- 16 この補助金の交付の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適合しないときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じます。
- 17 額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、総合振興局長（振興局長）に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を提出しなければなりません。
- 18 補助事業に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。なお、補助事業に関する帳簿及び書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができます。
- 19 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
 - (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
 - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
 - (3) 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく総合振興局長（振興局長）の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 20 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 21 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金及び違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。
- 22 補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。

- 23 農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達）に定める財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数）を経過した場合には、この限りではありません。
- 24 前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。
- 25 前項に定める場合を除くほか、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがあります。
- 26 補助事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業により取得した残存物件（事業の遂行手段として用いられ、残存している機械、器具、仮設物、材料等の物件）を処分しようとするときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分方法を総合振興局長（振興局長）に報告し、その承認を受けなければなりません。
- 27 この補助金を間接補助金として事業実施主体に補助する場合には、補助事業者における補助金の交付決定に当たり、この指令条件と同一の条件を付けなければならないほか、次に掲げる条件を付さなければなりません。ただし、補助事業の完了期限及び実績報告書の提出期限は、適宜変更して差し支えないものとします。
 - (1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。
 - (2) 間接補助事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地3966号農林事務次官依命通知）で定める指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはなりません。
- 28 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければなりません。
- 29 補助事業者は、第23項により承認をしようとする場合は、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けてから承認を与えなければなりません。
- 30 補助事業者は、第24項により間接補助事業者から納付を受けた額の補助金相当額を総合振興局長（振興局長）に納付しなければなりません。
- 31 第27項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の補助金納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の補助金相当額の全部を総合振興局長（振興局長）に納付したと認められる場合は、第26項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しません。
- 32 補助事業者は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の補助金相当額を総合振興局長（振興局長）に返還しなければなりません。
- 33 補助事業者は、補助事業の執行に当たり、法令の定めによるほか、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知）、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長通知・21農振第2454号農林水産省農村振興局長通知・21林整計第336号林野庁長官通知・21水港第2724号水産庁長官通知）、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）、農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達）及びこの決定の内容に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。
- 34 第6項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

- 注1 耕地利用高度化推進がない場合にあつては、第10項中「工事請負又は」を削除し、第11項中「請負」を削除し、並びに第13項、第14項及び第26項を削除し、第31項中「第26項及び」を削除すること。
- 2 中心経営体農地集積促進がない場合にあつては、第27項から第32項を削除すること。
- 3 第1項の表中「費目」欄のうち、必要のない費目がある場合には適宜削除して使用することができる。ただし、この場合には、第3項を次のとおり書き換えること。
- 3 次のいずれかに該当する補助事業の内容を変更するときは、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。
- (1) 対象事業地区の新設、変更又は廃止
- (2) 費目の新設、変更又は廃止
- 4 注3により必要のない費目を削除した結果、費目が一つとなったときは、第2項を削除すること。この場合において、費目が中心経営体農地集積促進のみとなったときは、第10項から第14項、第19項の(4)、第22項から第26項及び第28項から第31項を削除し、第18項中ただし書きを削除し、第27項を次のとおり書き換えること。
- 27 この補助金を間接補助金として、事業実施主体に補助する場合には、補助事業者における補助金の交付の決定に当たり、この指令条件と同一の条件を付けなければなりません。ただし、補助事業の完了期限及び実績報告書の提出期限は、適宜変更して差し支えないものとします。
- 5 補助事業者が市町村の場合にあつては、第11項及び第12項を削除すること。
- 6 補助事業者が市町村以外の場合にあつては、第13項を削除すること。